



衛食第329号

衛乳第330号

平成9年11月28日

各都道府県
政令市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局食品保健課長

厚生省生活衛生局乳肉衛生課長

食品媒介性A型肝炎ウイルス対策等について

標記について、平成9年11月26日、食品衛生調査会食中毒部会食中毒情報分析分科会（食中毒サーベイランス分科会を名称変更）において検討し、別添のとおり検討結果がとりまとめられたところである。貴職におかれては、本検討結果を踏まえ、下記事項につき適切な対応を図るようよろしく願います。なお、下記Iの3については、当職から社団法人食品衛生協会あてに協力方依頼したところなので念のために申し添える。

記

I 食品媒介性A型肝炎ウイルス対策について

1. A型肝炎は糞便経口感染することから、食品の取扱いに際しては入念な手洗い等衛生管理を徹底する必要があることを、広く普及啓発するよう努めること。

2. 感冒様又は消化器様症状を初期症状とする患者発生時には、食品を媒介するA型肝炎ウイルスの関与も念頭において調査を実施すること。なお、食品中からのA型肝炎ウイルスの検出法については、今後研究を進めていく予定である。
3. A型肝炎ワクチンの有効性について、特に、食品取扱者に対する啓発を行うこと。

II 速報対象5菌種による食中毒等について

1. 「食中毒処理要領」（昭和39年7月13日環発第214号厚生省環境衛生局長通知）に基づき、速報の対象とされている事件例については、食中毒との判断があるか否かに関わらず、発生情報の探知後速やかな当職への連絡を徹底されたいこと。なお、「食中毒処理要領」の別表に掲げる病因物質については、患者数の多少にかかわらず報告の対象されたいこと。
2. 腸管出血性大腸菌O157及びサルモネラエンテリティディスの菌株については、国立感染症研究所（旧国立予防衛生研究所）あて送付頂くよう依頼している（平成9年4月25日衛食第134号及び平成9年6月3日衛食第165号、衛乳第168号）ところであるが、DNA分析及びフェージ型別分析が、散発型の集中発生（いわゆるdiffuse outbreak）の調査において有効であることを踏まえ、当該菌株の送付を更に徹底して頂くとともに、今後はO157以外の腸管出血性大腸菌についても菌株の送付にご協力頂きたいこと。
3. 散発事例に発生時には、散発型の集中発生（いわゆるdiffuse outbreak）との関連性を含めた調査を行うこと。なお、全国的又は地域的な発生動向については、1及び2の集計・分析結果に基づき、当職においても情報提供等に更に努めることとしているので申し添える。